

関西電力における金品受領問題等への 対応について

令和2年9月18日

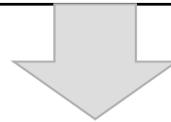
電力・ガス取引監視等委員会

1. 関西電力における金品受領問題への 対応について

事案の概要とその後の対応

関西電力における事案（関西電力調査結果より）

- ① 関西電力等の役職員による森山氏等からの多額の金品受領
- ② 森山氏からの要求に沿った事前情報提供及び事前発注約束
- ③ 問題発覚後の関西電力の対応



- | | |
|------------|--|
| 2019年9月27日 | 新聞報道により事案が発覚
※委員会はこの際に本事案を把握 |
| 同日 | 経済産業大臣が関西電力に報告徴収を発出 |
| 2020年3月14日 | 関西電力が経済産業大臣に報告書を提出 |
| 同月16日 | 経済産業大臣が関西電力に業務改善命令を発出
※発出手続の瑕疵により、同月29日に再発出
※委員会は命令の内容について異存のない旨を経済産業大臣に回答 |
| 同月30日～ | 関西電力が業務改善計画を提出し、実施中
(6月29日に業務改善計画の実行状況等を報告) |

関西電力からの報告（調査結果）の概要

① 関西電力等の役職員による森山氏等からの多額の金品受領

- 受領者数：計75名
- 金品総額：3億6000万円相当
- 受領時期：1987年から2010年代まで
- 森山氏以外にも、関係企業（吉田開発、柳田産業、塩浜工業、オーイング等）からの提供もあり。
- 森山氏による金品提供の意図・目的は、その見返りとして、自分の要求に応じて自分の関係する企業への工事等の発注をさせ、そのことによって、当該企業から経済的利益を得る構造・仕組みを維持することが主目的であったと認められる。

② 森山氏からの要求に沿った事前情報提供及び事前発注約束

- 関西電力の社内調査で指摘されていた、工事発注における森山氏へ事前情報提供に加え、今回の調査では、森山氏が関西電力の役職員等に対して特定の企業への発注等を強引に要求し、これに関西電力側が応じた事例が多数存在。（森山氏の要求に応じ、工事内容の事前の情報提供や、予定額に見合う工事発注の約束等を行った件数が120件以上、対象となる工事件数が延べ380件以上に上る。）
- 上記行為は、特命発注案件等に関して、発注プロセスの適切性や透明性等を歪める行為であり、ひいては会社の利益を損なわせるおそれをはらんでいる。なお、特命発注案件の金額については、不合理であったとまでは認めるに至らなかった。

③ 問題発覚後の関西電力の対応

- 国税局の税務調査開始まで、会社として、本件についての組織的な対応、議論を行うことはなかった。
- 2018年の社内調査は、調査対象の人数や時期の範囲（過去7年間、関係する地位にあった者に限定）が限定的であり不十分。
- ごく一部の経営陣上層部の判断で取締役会・個別取締役への報告を行わないという方針を決定。
- 監査役らに報告がなされたが、会社法上監査役が取締役会に報告義務のある「著しく不当な事実」には該当しないものとし、監査役から取締役会への報告はなされず。
- 取締役でありながら本件を放置して自ら多額の金品を受領した一部の金品受領者（豊松氏、鈴木氏、森中氏、大塚氏）に対し、役員退職後も多額かつ外部から認識できない報酬の形で本件発覚による追加納税分の補てんを行う、又は昇進させるなどの処遇を行った。

(参考) 業務改善命令の概要

① 指摘された問題： 多額の金品受領、不適切な工事発注の実施

➤ 命令の内容：「役職員の責任の所在の明確化」

② 指摘された問題： コンプライアンス意識の欠如

➤ 命令の内容：「法令等遵守体制の抜本的な強化」

- 外部人材を活用した法令等遵守の取組を推進する体制の構築
- 法令等遵守意識の醸成・徹底のための研修の実施
- 社内ルールの十分性の検証、関連規程の整備、周知徹底
- 内部通報制度の利用促進、実効的な相談窓口の構築 等

③ 指摘された問題： 取引先等への不適切な発注行為、協力金の不透明な運用

➤ 命令の内容：「工事発注等に係る業務の適切性・透明性の確保」

- 工事発注等に係るルールの明確化（不透明な事前情報提供をしないこと等）
- 実施部門から独立した調達部門によるルールの透明運用
- 外部人材を活用した、発注・契約や寄付金・協力金の審査体制の構築

④ 指摘された問題： ガバナンスの脆弱性

➤ 命令の内容：「新たな経営管理体制の構築」

- 指名委員会等設置会社への移行の検討も含めた外部人材を活用した体制構築
- 原子力事業本部に対する実効的なガバナンス体制の構築
- 監査部門の体制強化及び事務局機能の拡充

● 3月末までに、再発防止のための業務改善計画の提出を求める。

● その上で、必要な取組の対応状況について、6月末までに報告を求め、その後も、経産省のフォローアップへの誠実な対応を求める。

(参考) 業務改善計画の概要

(1) 役職員の責任の所在の明確化

- ①役職員の処分（合計93名、うち3/14発表11名）
 - ・金品受領者75名に加え、現在の取締役、社内調査関連、常任監査役等が対象（退任・退職者を含む）。
- ②退任役員への追徴課税分の補てんに係る支給分（1名）及び過去の経営不振等に係る支給分（18名）について、総額約2.6億円の全額自主返還を要請。返還されない分については、方針を決定した当時の取締役に負担を要請。

(2) 法令等遵守体制の抜本的な強化

- ①「コンプライアンス委員会」の新設（6月末までに速やかに）
 - ・コンプライアンスに係る監督機能を強化するため、社長等執行から独立した「コンプライアンス委員会」を、取締役会直下の委員会として新設。
 - ・委員長は社外委員、過半数は弁護士等の社外委員。四半期に一度以上開催。
 - ・内部通報・相談窓口について、役員からの報告は社外者の取締役会長が受け付け。
- ②「贈答および接待の取扱いに関する規程」を含め、コンプライアンスに係る規程等についての網羅的な見直し（6月末日途に整理すべき事項の精査・方向性の決定）

(3) 工事発注等に係る業務の適切性・透明性の確保

- ①工事の発注・契約等に係る社内ルールの明確化（6月末までに速やかに）
 - ・特定者のみを対象とした事前情報提供の禁止、事前の金額開示の禁止等。
- ②「調達等審査委員会」の新設（6月末までに速やかに）
 - ・調達ルールの適合性（特命発注理由等）や、寄付金・協力金の使途の確認等を、外部専門家が事後審査する委員会を新設（子会社の発注・契約等も審査対象）。
 - ・弁護士・公認会計士等の社外委員等により構成。毎月開催。

(4) 新たな経営管理体制の構築

- ①指名委員会等設置会社への移行に向けた検討・準備（6月末日途）
 - ・指名・報酬・監査の三委員会の委員長及び取締役会長を社外者に。
 - ・相談役、顧問等の委嘱の要否・報酬についても、指名・報酬委員会の審議対象。
- ②原子力事業本部に対する実効的なガバナンスの構築（6月末日途）
 - ・コンプライアンスを担当する本部長代理の常駐化、他部門との積極的な人事交流。

本事案に対する委員会の対応（事案の把握について①）

- 委員会は、2019年9月に本事案が報道されるまで、この事案を把握することはなかった。
- これについてどのように評価するか。

○電気事業法に基づく監査について

- 委員会は、電気事業法に基づき、2015年以降毎年、関西電力を含む全ての旧一般電気事業者の業務及び経理について監査を実施。
- 本監査は、一般送配電事業者等が電気事業法に則って業務及び経理を適正に行っているか等を確認するもの。例えば、約款どおり対応しているか、託送収支計算書を適正に作成しているか等を確認している。
- 役員の金品受領の有無等については、電気事業法とは直接の関係はないため、監査において調査はしておらず、関西電力における事案を把握するには至らなかった。

（参考）電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）より抜粋
（監査）

第百五条 経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

監査あるいはその他の手法により、以下の事案を把握できなかったことについて、どのように評価するか。

- ① 関西電力等の役職員による森山氏等からの多額の金品受領
- ② 森山氏からの要求に沿った事前情報提供及び事前発注約束
- ③ 問題発覚後の関西電力の対応

本事案に対する委員会の対応（事案の把握について②）

- 委員会は、2019年9月に本事案が報道されるまで、この事案を把握することはなかった。
- これについてどのように評価するか。

○委員会の相談窓口について

- 委員会は、相談窓口を設置し、質問・相談等を受け付けている。（2015年～2019年までの4年間で、4,800件程度の相談に対応）
- 本相談窓口も含め、委員会事務局が関西電力の事案について情報提供や通報を受けることはなかった。

（注）公益通報については、経産省として別途窓口を設置。そちらにも、本事案について通報は寄せられていなかった。

相談窓口

電力・ガス取引監視等委員会では、

- 電力・ガス・熱の適正取引の確保
- ネットワーク部門の中立性確保

の観点から、相談窓口を設置し、消費者の皆様が小売供給契約を結ぶ際のトラブル等のご相談に応じてまいります。電力・ガス・熱事業者からの営業行為や契約等でお困りの方は、以下の相談窓口にお問い合わせください。

電力・ガス取引監視等委員会 相談窓口

E-mail: dentorii@meti.go.jp

TEL: 03-3501-1512（音声案内後）1825099

受付時間 9:30-12:00、13:00-18:15

ただし、土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く

以下の事案について、委員会の相談窓口の情報提供がなかったことについて、どのように評価するか。
・例えば、委員会の組織形態が何らかの影響があったと考えるべきか。

- ① 関西電力等の役職員による森山氏等からの多額の金品受領
- ② 森山氏からの要求に沿った事前情報提供及び事前発注約束
- ③ 問題発覚後の関西電力の対応

本事案に対する委員会の対応（事案把握後の対応について）

- 本事案については、経済産業大臣が報告徴収を実施し、その後、業務改善命令を発出。
- 委員会としては業務改善命令の内容に異存のない旨を回答し、それ以外に自ら調査する等を行っていないが、これについてどのように評価するか。

本事案に対する委員会の対応

1. 事案の報道があった時点（9月）

関西電力からの発表及び報道は、役職員が金品を受領していた等の内容であり、電力の取引において問題となる行為があったとの情報はなかった。また、同日には経済産業大臣が関西電力に報告徴収を発出した。

- 本事案については、電気事業法に基づき委員会がその専門的知見を活用して、電力の適正な取引の確保を図る観点から、事業者に業務改善勧告を実施したり、経済産業大臣に建議・意見するような事案ではないと判断し、自ら調査等をする必要はないと判断した。

2. 関西電力の報告を受けて（3月）

関西電力第三者委員会調査報告書の内容を確認したところ、電力の取引において問題となる行為があったとは認められなかった。また、経済産業大臣から、関西電力に対する業務改善命令案について委員会に意見の求めがあった。

- 報告の内容を踏まえてもなお、電気事業法に基づき委員会がその専門的知見を活用して、電力の適正な取引の確保を図る観点から、事業者に業務改善勧告を実施したり、経済産業大臣に建議・意見するような事案ではないと判断し、自ら調査等をする必要はないと判断した。
- また、経済産業大臣による業務改善命令について、電力の取引に関する専門的知見に基づき意見をすべきことは特になかったことから、特段の意見はせず、異存のない旨を回答した。

(参考) 関係法令により委員会が行うこととされている事項

- 委員会は、電力の適正な取引に関する専門的知見に基づき、経産大臣の処分の内容について、経産大臣に意見することが期待されている。
- また、委員会は、電力の適正な取引に関する専門的知見を活用し、経産大臣に代わって、電気事業者等に対し、報告徴収、立入検査及び監査を行うことが期待されている。
- さらに、委員会は、電力の適正な取引に関する専門的知見を活用し、経産大臣が所掌する電気事業法等の範囲において、電気事業者等に対して業務改善勧告を実施したり、経産大臣に建議することができることとされている。
- 委員会は、経産大臣が所掌する電気事業法等の範囲を超えて、業務改善勧告を実施したり、経産大臣に建議する権限は有していない。
- 例えば、建議については、「この法律の規定によりその権限に属させられた事項に関し、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるとき」は建議をすることができることとされている。また、勧告については、「監査、報告徴収、立入検査の結果、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるとき」は必要な勧告をすることができることとされている。

(参考) 電気事業法 [抜粋]

(委員会の意見の聴取)

第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合（※）には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

※電気事業法の規定による登録、登録の取消し、命令、許可、認可、許可の取消し、供給区域の減少の処分、変更の処分、承認、裁定、勧告、指定及び指定の取消しをしようとするとき。

2 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

(勧告)

第六十六条の十二 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項、第五項若しくは第七項又は第百七条第二項、第五項若しくは第七項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

3 委員会は、前項の規定による報告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該報告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

(建議)

第六十六条の十四 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項に関し、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができる。

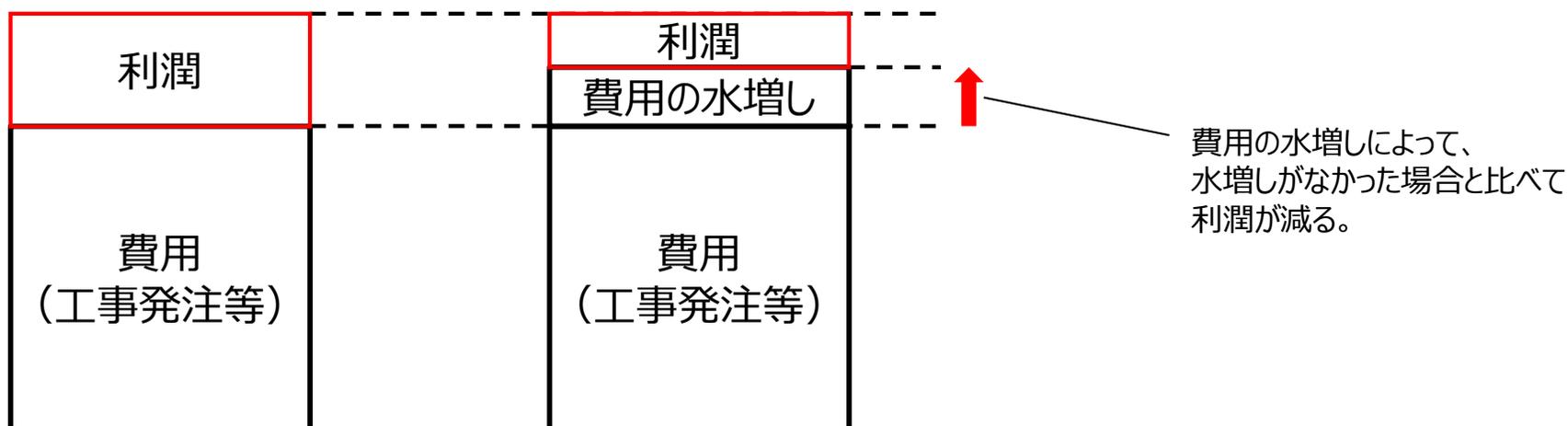
2 委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3 委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、経済産業大臣に対し、当該建議に基づき講じた施策について報告を求めることができる。

今後の類似事案への対応について

- 委員会としては、電気事業者において電力の適正な取引に影響のある事案が発生しないよう、必要な施策を講じていくことが重要と考えられる。
- 今回の事案においては、関西電力からの報告では、工事等の発注金額が不合理であったとまでは認めずには至らなかったとのことであったが、今後仮に、一般送配電事業者において工事発注金額の水増しなど不当な支出増があった場合には、将来の託送料金の値下げ余地の縮小につながる可能性がある。
- 今後、より確実にこうした事案の発生やそれによる規制料金の値下げ余地への影響を回避するため、何らかの制度的な工夫が必要ではないか。

費用と利潤の関係（模式図）



2. 意見聴取をせずに業務改善命令 が発出されたことへの対応

意見聴取をせずに業務改善命令が発出された事案の概要

1. 関西電力の金品不正受領問題に関し、経済産業大臣から関西電力に対する電気事業法に基づく業務改善命について3月15日（日）中に資源エネルギー庁において決裁がなされ、3月16日(月)朝に、同命令が発出された。
2. 電気事業法上は、業務改善命令を発出する際には、経済産業大臣は、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならないとされているが、資源エネルギー庁及び委員会事務局の職員は、この手続が必要であることに気がつかず、上記「1.」の発出の事前には、意見聴取の手続が取られなかった。
3. 上記「1.」の発出後に、意見聴取の手続が取られていないことに委員会事務局の職員が気づき、同事務局内の上司に報告するとともに、資源エネルギー庁の担当部局に対し、意見聴取の手続が必要であることを告げた。
4. これを受け、委員会事務局と資源エネルギー庁の間で、3月16日に委員会に意見聴取する手続を進めることが確認され、同日中に委員会に対する意見聴取が行われた。（※）
5. これを受け、委員会を開催し、同日中に資源エネルギー庁に対して、業務改善命令に意見がない旨を回答した。

※この手続の際に、資源エネルギー庁が日付を遡って意見聴取に係る文書を作成するという不適切な手続が発生

その後資源エネルギー庁は、3月29日（日）に、委員会への意見聴取を改めて実施した上で、業務改善命令を改めて発出することを決定し、実施した。

意見聴取をせずに業務改善命令が発出された事案に対する委員会の対応

- 当方への意見聴取なく経済産業大臣が関西電力に対して業務改善命令を発出した際、委員会は以下のように対応した。
- これについてどのように評価するか。

3月16日の委員会の対応

1. 経済産業大臣が関西電力に発出した業務改善命令について、あらかじめ委員会への意見聴取が行われていなかったことに気がついた際、手続に瑕疵がある旨を資源エネルギー庁に知らせた。
2. 事後的に行われた経済産業大臣から意見の求めについて、意見を回答するため、当該処分の内容を精査した。
3. 内容に問題があれば当該処分の修正を求めることもあり得たが、内容を精査した結果、特段の意見すべき点はないと判断し、異存のない旨を回答し、当該処分の撤回を求めることはしなかった。

行政手続の観点及び八条委員会たる当委員会が設置された法律の趣旨の2点から考察すると、

- 行政手続の瑕疵の治癒という考え方があることを踏まえれば、手続の撤回を求めずに事後に意見を回答したという委員会の判断が不当であったとまでは言えないのではないか。
- 他方、八条委員会として当委員会を設立し、専門的な知見を有する委員会から意見も聴いた上で大臣が処分を決定するという仕組みにしたという法律の趣旨を踏まえると、事前の意見聴取が行われないということはあってはならないことであった。ただし、今回は委員会として異存のない旨を回答していることから、実質的に影響はなかったと考えられる。

いずれにせよ、今回の件が前例となって今後事後的な意見聴取が許容されるような状況になることはあってはならない。したがって、今後は、事前に意見聴取を行うよう、資源エネルギー庁に対して常に求めていく。